

5月は消費者月間です

「消費」で築く新しい日常

「新しい日常」において、消費者一人一人に「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、社会全体のことを考えた消費行動が求められています。より良い消費行動について考え、社会情勢の変化に適切に対応することが大切です。

新しい“消費”生活様式に伴うインターネット通販のトラブルに注意！

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、インターネット通販を含む通信販売の利用が推奨されています。一方で、インターネット通販を利用したことによるトラブルの相談が増加しています。

インターネット通販を利用するときは、次の点に注意しましょう。

①通信販売にクーリング・オフ制度はありません。

インターネット通販を含む通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、販売事業者が定める返品に関する特約に従うこととなります。返品することができるかどうか、返品できる場合は、返品可能な期間、送料はどちらが負担するのかなどを、注文前に確認しましょう。

②お金や個人情報の詐取を目的とした詐欺的なサイトに注意しましょう。

「サイトに運営者情報(運営者氏名、住所、電話番号)が記載されていない」「日本語の表現が不自然である」「支払方法が銀行振り込みのみ」といった場合は、詐欺的な通販サイトの可能性があります。少しでも怪しいと思ったら、利用しないようにしましょう。

③定期購入の契約になっていないか、注文の前に確認しましょう。

「初回無料」等と広告する一方で、複数回の購入が条件になっている「お試し」定期購入に関する相談が多数寄せられています。注文する前に、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約条件をしっかりと確認しましょう。

④子どものインターネットトラブルは、まわりの保護者が目を配って防ぎましょう。

小学生・中学生を中心に、オンラインゲームの課金トラブルがみられます。保護者が意図しない子どものインターネット利用を防ぐために、家族でルールを話し合ひましょう。また、子どもが無断でクレジットカード等を持ち出すことがないように、保護者は適切に管理しましょう。

【野木町消費生活センター相談実績(令和2年度)】

相談件数 189件(苦情162件、問合せ27件)

内容(上位5項目)	
商品一般	32件
運輸・通信サービス	31件
教養娯楽品	18件
土地・建物・設備	18件
光熱水品	11件

【野木町消費生活センターの案内】

下記相談専用電話または直接窓口へ。

野木町役場 新館1階 産業課内

月曜～金曜(祝日除く)9時～12時、13時～16時

※相談は原則町内在住の方に限ります。

問野木町消費生活センター ☎0280(23)1333

令和3年経済センサス-活動調査を実施します

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス-活動調査」という統計調査を実施します。この調査は、我が国のすべての事業所・企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査です。調査票は、栃木県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」と「従事者用腕章」を身に付けていますので、安心してご回答ください。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査員による調査票の回収は行いません。お手数をおかけいたしますが、インターネット・郵送にてご回答ください。

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

問政策課 ☎(57)4216

家計調査に御協力ください

総務省では、世帯における家計収支の実態を明らかにするため、家計調査を実施しています。

この度、令和3年5月から町内の対象地区の交替が行われます。調査をお願いするお宅には、栃木県知事発行の調査員証を携帯した調査員が訪問いたしますので、ご協力をお願いします。

また、これまでご協力いただきました世帯の皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

※本調査において個人情報保護されます。

問栃木県統計課生活統計担当

☎028(623)2245